

令和6年4月2日

中央環境審議会総合政策部会 御中

## 「第六次環境基本計画（案）」に関する意見

「第六次環境基本計画（案）」に関する意見を以下のとおり提出させていただきます。ご検討等のほど、よろしく願いいたします。

### 1. 意見提出者

(公財)日本生態系協会 会長 池谷奉文 ※団体としての意見 担当：青木進（環境政策部）

### 2. 住所

東京都豊島区西池袋 2-30-20 音羽ビル

### 3. 連絡先

電話番号：03-5951-0244／電子メールアドレス：head\_office@ecosys.or.jp

### 4. 意見の該当箇所

#### ・意見1の該当箇所

130 ページ 2 行目、180 ページ 18 行目 ※学校における環境教育に関する部分

#### ・意見2の該当箇所

127 ページ 28 行目 ※環境影響評価制度の在り方に関する部分

### 5. 意見及びその説明

#### ・意見1及びその説明

「環境を考慮したエコスクール」の前に、「学校・園庭ビオトープの設置など、」を加える。

(公財)日本生態系協会では、学校・園庭ビオトープの普及のため、1999年度から隔年で全国コンクール、発表大会を開催しています。今年(2024年)2月4日に、13回目となる全国学校・園庭ビオトープコンクールを、秋篠宮皇嗣殿下ご臨席のもと開催しました。受賞校・園の累計は、1,000校・園(同一の学校・園が複数回受賞している例を含む)を越えています。自然との共生に対する知識と関心を高め、行動につなげるうえで、学校・園庭ビオトープが役立つと、多くの学校等で認識されているからです。

昨年(2023年)3月に閣議決定された「生物多様性国家戦略 2023-2030」において、「学校・園庭ビオトープ」という言葉が使われています(※)。

環境を考慮した学校施設(エコスクール)の整備、すなわち、環境負荷の低減や自然との共生を考慮した学校施設の整備について、「学校・園庭ビオトープ」を例示し、その整備推進を一層図る必要があります。

※「生物多様性国家戦略 2023-2030 (2023年3月31日閣議決定)」第1部第3章第2節基本戦略4

(1) 生物多様性に係る環境教育・環境学習の推進①人材育成の推進

「学校及び社会教育施設等における生物多様性に関する教育の推進を図るため、NGO 団体等と連携して、学校・園庭ビオトープや外来種対策、自然資本の持続可能な利用等を通じた学校教育・リカレント教育等を推進する。」

・意見 2 及びその説明

「例えば」の後に「ネイチャーポジティブ（自然再興）及び自然共生社会実現の観点から、事業者への生物多様性オフセットの義務付けに向けた検討を進める。また、」を加える。

環境影響評価法が 1997 年に制定されましたが、今の制度では、開発事業を原因として、「自然」が減ることに、基本、変わりありません。これについて、開発事業前と比較して、「自然」を減らさない考え・取組は「生物多様性オフセット」などと呼ばれ、米国、オーストラリア、ドイツ、英国等で、この考えに基づく制度が導入されています。

日本の環境影響評価制度への生物多様性オフセットの導入については、環境省から 2014 年に「環境影響評価における生物多様性オフセットの実施に向けて（案）」、2017 年に「参考事例集」、関連して 2022 年に「開発事業者と地域の連携事例集～開発事業をきっかけに取り組む SDG の実現～」が outされています。

しかし、いずれも事業者の自主的取組を期待するものであり、義務付けるものとなっておらず、生物多様性オフセットの事例は、実際のところ、わずかしかなかった。

「次期生物多様性国家戦略(案)に関する意見募集（パブリックコメント）の結果」（中央環境審議会自然環境部会生物多様性国家戦略小委員会（第 7 回）資料 3-1）において、生物多様性オフセットを含む様々な課題について、改正環境影響評価法附則第 10 条の規定を引用しつつ「施行状況の点検・見直しを行い、制度の在り方も含め検討する旨を本文に追記しました。」とれました。

次期環境基本計画に、「事業者への生物多様性オフセットの義務付けに向けた検討を進める。」という文言を明記し、義務付けの実現を図っていく必要があります。

以上